

## 公民(裁判について①)

わたしたちの権利を守るとともに、社会の秩序を保つために①\_\_\_\_\_があり、  
これには、憲法、法律、地方公共団体の定める条例など、さまざまな種類がある。  
法にもとづいて紛争を解決することを②\_\_\_\_\_といい、この中心となるのが裁判で、  
この裁判の仕事を担当しているのが裁判所である。裁判所には③\_\_\_\_\_裁判所と  
下級裁判所があり、下級裁判所には、④\_\_\_\_\_裁判所、⑤\_\_\_\_\_裁判所、  
⑥\_\_\_\_\_裁判所、⑦\_\_\_\_\_裁判所の4種類がある。ちなみに、同一の事件に  
ついて、3回まで裁判を受けることができる(⑧\_\_\_\_\_制)。  
裁判は公正中立に行わなければならないため、裁判官も公正中立でなければ  
ならない。そのため、裁判官に対して国会や内閣など外部の力が影響を  
およぼすことのないように裁判官は自らの良心に従い、憲法および法律に  
のみ拘束されるという原則がある(⑨\_\_\_\_\_)。